

公益社団法人京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人観光客の旺盛な消費意欲を京都経済の更なる活性化につなげるため、外国人観光客の受入に前向きな市内事業者等に対し、外国人観光客の受入環境整備に係る経費の一部を助成する助成金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に事業所を有する法人、団体又は個人のうち、次の各号に該当する施設を運営する者とする。

(1) 観光施設

(2) 宿泊施設

(3) 飲食店

(4) 小売店

(5) 医療機関

(6) 理容院・美容院

(7) 銭湯

(8) 商店街

(9) 交通機関

(10) 寺院・神社

(11) その他、公益社団法人京都市観光協会（以下「当協会」という。）が外国人観光客の受入環境整備が必要と認める事業所

2 ただし、次の各号に該当する者は、助成金の交付を受けることができないものとする。

(1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く）

(3) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者

(4) 京都市の市民税、固定資産税、水道料金及び下水道使用料を滞納している者

(5) 京都市競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている者

(6) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

(7) 当協会が助成金を交付するにあたり、当協会の公益法人としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(助成対象事業)

第3条 助成金の交付を受けることができる事業（以下「助成対象事業」という。）は、外国人観光客の受入環境整備に係る事業のうち、次のとおりとする。

- (1) キャッシュレス対応
クレジットカードや電子マネー、QRコードなどのキャッシュレス決済導入に関するもの
- (2) 免税対応
訪日外国人を対象とする消費税及び酒税の免税対応に関するもの
- (3) Wi-Fi 整備
公衆無線 LAN (Wi-Fi) の整備に関するもの
- (4) 洋式トイレ整備
和式トイレから洋式トイレへの改修に関するもの
- (5) 多言語整備
これまで日本語のみであった情報の外国語による提供などに関するもの
- (6) 外国語研修開催
従業員の外国語対応強化に関するもの
- (7) ダイバーシティ対応
ムスリムや LGBT など、宗教や文化などの多様な生活習慣等に配慮が必要な外国人観光客対応に関するもの
- (8) マナー啓発
文化の違いなどから生じる外国人観光客のマナー問題の解決に関するもの
- (9) マーケティング推進
AI や IoT を活用したマーケティング調査に関するもの
- (10) その他、当協会が外国人観光客の受入環境整備として必要と認める事業

2 ただし、次の各号に該当する事業は、助成金の交付を受けることができないものとする。

- (1) 国または地方公共団体から指定管理を受けている施設における事業
- (2) 開業1年未満の施設（新規開業施設）が実施する前項第1号、第3号及び第5号の事業

（助成金額等）

第4条 助成金は、予算の範囲内において、申請順に審査を行い交付するものとする。ただし、当協会が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

- 2 助成金の額は、助成対象事業経費のうち自己が負担する金額の2分の1以内で、前条に定める事業のうち、一事業あたり200,000円を上限とする。ただし、複数の事業を行う場合は、一助成対象者につき最大400,000円まで助成できるものとする。
- 3 助成対象事業経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとし、助成金の1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。
- 4 京都市及び他の行政機関から助成金等の交付を受ける又は受けた場合の助成金の額は、助成対象事業経費から当該助成金等の金額を除いた額の2分の1以内とする。

(交付の申請)

第5条 助成金の申請は、事業を開始する前まで、かつ、当該年度末の2ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 交付申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)

(審査)

第6条 当協会は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、また必要に応じ助成対象者の施設等の実地確認等を行い、助成金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

第7条 当協会は、申請を受け付けた日から、30日以内に交付又は不交付を決定し、交付決定通知書(第4号様式)又は不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

2 当協会は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(変更の報告)

第8条 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更する場合、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、当協会に速やかに報告し、その指示を受けなければならない。

(中止又は廃止の届け出)

第9条 事業の中止又は廃止による届け出は、中止・廃止届出書(第6号様式)により行うものとする。

(交付の請求)

第10条 助成対象事業完了後、助成金の交付請求は、当該年度末の1ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 交付請求書(第7号様式)
- (2) 事業報告書(第8号様式)
- (3) 収支決算書(第9号様式)

(交付額の決定)

第11条 当協会は、前条に掲げる請求に関する書類に基づき又必要に応じ助成対象者の施設等の実地確認等を行い、助成金の交付額を決定し、助成金交付額決定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(交付額の返還請求)

第12条 助成金交付後、助成対象者の請求に不正があったと認められた場合、助成金の一部又は全額の返還を行うことができるものとし、助成対象者は当協会の請求に応じ、当該額の返還を行わなければならない。

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、当協会専務理事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年7月20日から施行する。

第1号様式

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	
担当者役職・氏名	
電話番号	
電子メール	

外国人観光客受入環境整備助成金について、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成対象事業	1 キャッシュレス決済 2 免税対応 3 Wi-Fi 整備 4 洋式トイレ整備 5 多言語整備 6 外国語研修開催 7 ダイバーシティ対応 8 マナー啓発 9 マーケティング推進 10 その他 ※実施する事業の番号をすべて○で囲んでください。
事業予定経費 (税別)	事業番号： 事業経費 (自己負担額)： 円 事業番号： 事業経費 (自己負担額)： 円 事業番号： 事業経費 (自己負担額)： 円
助成金交付申請額	円 ※1,000円未満は切り捨て

第2号様式

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 事業計画書

事業番号： 事業名：

施設等の所在地	京都市
施設等の名称	
外国人の来客数及び 総来客数に占める比率	年間外国人客数：約 人（総来客数の約 %）
事業の目的・内容 ※具体的かつ詳細に	
事業のスケジュール	

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 収支予算書

事業番号： 事業名：

① 事業経費 (単位：円)

項 目	支出先	金 額
合 計		

② 収入（他団体からの助成金等） (単位：円)

項 目	収入元	金 額
合 計		

① - ② 自己負担額 (単位：円)

合 計	
-----	--

※消費税は助成対象外のため、税別（本体価格）の金額を記入してください。

※各経費の見積書又はその写しを添付してください。

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 交付決定通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

平成 年 月 日付で申請のあった外国人観光客受入環境整備助成金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

助成対象事業	事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名：
交付予定額	円
備考	
助成の条件	<ol style="list-style-type: none">1 助成金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。2 実施に当たっては、公益社団法人京都市観光協会外国人観光客受入環境整備助成金交付要綱の定めを遵守してください。同要綱に違反した場合、又は京都市観光協会（以下、「当協会」という。）が助成金申請に不正があったと判断した場合は、助成金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。3 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更する場合、助成対象事業が予定の期間内に完了しない場合、又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、当協会に速やかに報告し、その指示を受けてください。4 助成対象事業を中止し、又は廃止する場合は、当協会に所定の様式（第6号様式）で届け出を行ってください。

第5号様式

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 不交付決定通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

平成 年 月 日付で申請のあった外国人観光客受入環境整備助成金について、
下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

記

助成対象事業	事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名：
不交付の理由	

第6号様式

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 中止・廃止届出書

平成 年 月 日

公益社団法人 京都市観光協会 会長 殿

郵便番号	〒
住所	
社名・団体名	印
代表者氏名	
担当者役職・氏名	
電話番号	
電子メール	

外国人観光客受入環境整備助成金制度における事業について、下記のとおり、中止・廃止を行いますので、届け出ます。

記

助成対象事業	事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名：
交付申請額 又は交付予定額	円
中止・廃止の理由	

第8号様式

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 事業報告書

事業番号： 事業名：

施設等の所在地	京都市
施設等の名称	
実施した事業の内容 及び効果 ※具体的かつ詳細に	
添付書類	事業実施状況を確認できるもの ・実施状況写真（ハード整備については、実施前と実施後の状況が分かるもの） ・印刷物等の成果物 ・その他

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 収支決算書

事業番号： 事業名：

① 事業経費 (単位：円)

項 目	支出先	金 額
合 計		

②収入（他団体からの助成金等） (単位：円)

項 目	収入元	金 額
合 計		

① - ② 自己負担額 (単位：円)

合 計	
-----	--

※消費税は助成対象外のため、税別（本体価格）の金額を記入してください。

※各経費を支払ったことが分かる書類（領収書等）又はその写しを添付してください。

京都市観光協会 外国人観光客受入環境整備助成金 交付額決定通知書

平成 年 月 日

様

公益社団法人 京都市観光協会
会長 ○○ ○○

平成 年 月 日付をもって請求のあった外国人観光客受入環境整備助成金について、下記のとおり交付額が決定しましたので通知します。

記

助成対象事業	事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名： 事業番号： 事業名：
交付決定額	円
備考	交付後、公益社団法人京都市観光協会外国人観光客受入環境整備助成金交付要綱に違反したことが判明した場合、又は京都市観光協会が助成金請求に不正があったと判断した場合は、助成金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。